

お客さま各位

カードの利用停止に関するお知らせ

いつも横浜幸銀信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、マネーローンダリング・テロ資金供与防止対策としまして、長期間お取引のない預金口座のカードの利用を停止する取扱いを開始いたします。

再度、カードのご利用を希望される場合は、大変お手数をお掛けいたしますがお取引店までご来店いただきますようお願い申し上げます。

●取扱開始日

平成31年2月1日（金）

●対象預金口座

平成30年12月31日より遡り、5年の間にご本人の意思によるご入金または、ご出金取引の実績がない口座

●ご来店時にお持ちいただくもの

- ・当該預金口座の通帳およびカード
- ・当該預金口座のお届印
- ・本人確認書類（免許証・健康保険証など）

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

平成30年11月1日



横浜幸銀信用組合